

和歌山大学学部開放授業規程

制 定 平成16年11月26日  
法人和歌山大学規程 第 344号  
最終改正 令和 5年 6月23日

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山大学学則第112条第2項の規定に基づき、和歌山大学の学部(学環を含む。)の授業を一般市民等に開放する(以下「開放授業」という。)ことに関し必要な事項を定める。

(聴講資格)

第2条 開放授業を聴講できる者は、18歳以上の者とする。

第3条 削除

第4条 削除

(開放授業科目)

第5条 開放する授業科目は、主として授業形態が講義の科目で、年度ごとに提供された科目とする。

2 前項の科目は、正規の教育課程の教育に支障のない範囲で、受講可能者数を定めることができる。

(聴講申請)

第6条 開放授業受講者として授業科目の聴講を希望するときは、学長に願い出てその許可を得るものとする。

(聴講料)

第7条 開放授業受講者の聴講料は、聴講する授業科目数に応じた額を、所定の期日までに納付しなければならない。

2 開放授業受講者の聴講料の額は、別に定める。

(聴講許可の取り消し)

第8条 開放授業受講者として不適当と認められる行為があったとき又は所定の期日までに聴講料を納めない者は、和歌山大学教務委員会の議を経て、学長が聴講の許可を取り消すものとする。

附 則

この規程は、平成16年11月26日から施行する。

附 則(平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1096号)

この改正規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成25年6月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1439号)

この改正規程は、平成25年6月28日から施行する。

附 則(令和3年6月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2371号)

1 この改正規程は、令和4年1月1日から施行する。

2 令和3年12月31日時点において、登録期間の残期間がある開放授業受講者については、この改正規程に関わらず、なお従前の例による。

附 則(令和5年6月23日一部改正：法人和歌山大学規程第2640号)

この改正規程は、令和5年6月23日から施行し、令和5年4月1日から適用する。